

○国立大学法人徳島大学職員給与規則

平成16年4月1日

規則第8号制定

目次

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 基本給（第12条—第22条）
- 第3章 賞与（第23条—第25条）
- 第4章 諸手当（第26条—第41条の2）
- 第5章 給与の特例等（第42条—第45条）
- 第6章 規則の実施（第46条・第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人徳島大学職員就業規則（平成16年度規則第7号。以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、国立大学法人徳島大学（以下「大学」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（給与の種類）

第3条 職員の給与は、基本給、賞与及び諸手当とする。

- 2 基本給は、基本給月額及び基本給の調整額からなるものとする。
- 3 賞与は、期末手当及び業績手当からなるものとする。
- 4 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当、看護職手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当及びオンコール手当とする。
- 5 第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、職員に対し、制服を給与の一部として無料で貸与する場合がある。この場合、第1項に規定する給与を調整することはない。

（研究部長及び病院長の給与）

第3条の2 前条の規定にかかわらず、研究部長及び病院長の給与については、研究部長及び病院長を国立大学法人徳島大学役員給与規則（平成16年度規則第10号。以下「役員給与規則」という。）第4条第2項第2号に規定する理事とみなして、役員給与規則の規定を準用して得られる額を、支給するものとする。

（給与の支払日等）

第4条 基本給は、その月の月額の全額を毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日（15日が休日に当たるときは18日）、土曜日に当たるときは16日（16日が休日に当たるときは15日）、休日（月曜日に限る。）に当たるときは18日に支給する。

- 2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に過不足が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを精算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その精算時期を遅らせることがある。
- 3 賞与は、毎年6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるとときは支給日の前々日に、土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。
- 4 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当及び看護職手当は、基本給の支給日に支給する。
- 5 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当及びオンコール手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。

（給与の即時払）

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、前条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争がある場合には、この限りでない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき
- (2) 本人が死亡したとき

（非常時払）

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第4条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事情により、1週間以上にわたって帰郷する場合の費用にあてるとき
- (4) その他特に必要と認めたとき

（給与の支給原則等）

第7条 給与は、職員に直接、その全額を通貨で支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは、給与からこれを控除して支給する。

- (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 共済組合保険料
 - (4) 雇用保険料
 - (5) 前各号に定めるもののほか、労基法第24条第1項ただし書に基づく協定により、給与から控除が認められたもの
- 3 第1項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座等に振り込むことにより、これを支給する。

(日割計算等)

第8条 第4条第1項の規定にかかわらず、月の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその月の基本給は日割計算により支給する。

- (1) 新たに職員となり、又は退職（死亡による退職を除く。）し、若しくは解雇された場合
 - (2) 昇格、昇給、降格又は基本給表の適用を異にする異動等により基本給月額に異動を生じた場合
 - (3) 就業規則第17条の規定により休職にされ、又は同規則第19条第1項から第2項及び第6項の規定により復職した場合
 - (4) 国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年度規則第20号。以下「労働時間規則」という。）第29条の規定により育児休業を取得し、又は育児休業の期間が満了し職務に復帰した場合
 - (5) 労働時間規則第31条の規定により自己啓発等休業を取得し、又は自己啓発等休業の期間が満了し職務に復帰した場合
 - (6) 労働時間規則第32条の規定により配偶者同行休業を取得し、又は配偶者同行休業の期間が満了し職務に復帰した場合
 - (7) 就業規則第42条第1項第3号により停職にされ、又は停職期間が満了した場合
 - (8) 就業規則第42条第1項第4号により出勤停止にされ、又は出勤停止期間が満了した場合
- 2 前項の日割計算は、その月の総日数から労働時間規則第14条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、これを行う。
- 3 前2項の規定は、管理職手当、初任給調整手当、調整手当、広域異動手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当及び看護職手当の支給について準用する。
- 4 第1項第3号から第8号に該当する場合の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給については、第2項を準用する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、職員が死亡により退職した場合には、その月の末日まで勤務したものとして基本給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当及び看護職手当

を支給する。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 9 条 第 38 条から第 40 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、基本給、基本給に対する調整手当及び広域異動手当、管理職手当、初任給調整手当、有資格職務手当、専門看護手当、臨床手当及び看護職手当の月額の合計額を 1箇月の平均所定労働時間で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 38 条及び第 39 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、その勤務が、正規の勤務時間外及び休日に第 33 条に規定する特殊勤務手当を受ける勤務に従事した場合には、当該勤務に係る勤務 1 時間当たりの手当の額（1 日単位で支給されるものにあっては、その額を 7.75 で除した額）を前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第 10 条 この規則により計算した額に 50 錢未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 錢以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。ただし、この規則に別段の定めのある場合は、この限りでない。

第 11 条 (削除)

第 2 章 基本給

(基本給月額)

第 12 条 基本給月額は、次条の基本給表に定める級及び号俸に対応する額とする。

(基本給月額の決定等)

第 13 条 職員の受けける基本給月額は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範団は、それぞれ当該基本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職基本給表（別表第 1）
- (2) 技能職基本給表（別表第 2）
- (3) 教育職基本給表（別表第 3）
- (4) 医療職基本給表（別表第 4）
- (5) 看護職基本給表（別表第 5）

3 各基本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

4 第 2 項の基本給表に定める基本給月額は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする。ただし、大学の運営上やむを得ない事由により、基本給月額を改定する場合は、この限りでない。

(基本給の調整額)

第14条 基本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊で、同一の基本給月額によることが適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、基本給の調整額を支給することができる。

2 基本給の調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲げる調整基本額（その額が基本給月額の100分の4.5を超えるときは、基本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が基本給月額の100分の25を超えるときは、基本給月額の100分の25に相当する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、基本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給)

第15条 新たに採用する者の初任給は、その者の職務、学歴、免許、資格、職務経験等のほか、他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第16条 教育職基本給表の適用を受ける職員のうち就業規則第14条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

2 教育職基本給表以外の基本給表の適用を受ける職員のうち勤務成績が優秀な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき、1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第17条 就業規則第26条の規定により降任した職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級に降格させることができる。

(管理職任期制の適用を受けていた職員の特例)

第17条の2 医療技術部長、看護部長、副看護部長及び副栄養部長並びに技術部門長及び副技術部門長（以下「任期付管理職」という。）の職にあった者が、引き続き任期付管理職以外の職員になった場合には、その者が従事する職務に応じ、級の格付けを行うことができる。

(基本給表を異にする異動等における級の格付け)

第18条 職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合、又は基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職種及び職務に応じ、級の格付けを行う。

(昇給)

第19条 職員を昇給させようとする場合は、その者の昇給の時期の前1年間における勤務成績

に応じて、別表7に定める号俸数の号俸に基づき行うものとする。

- 2 職員の受けている号俸がその属する職務の級における号俸の最高号俸である場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 3 職員を昇給させた場合に、その属する職務の級における号俸の最高号俸を超える場合は、昇給させることができない。ただし、号俸数を調整しその属する職務の級における号俸の最高号俸を超えない場合は、調整した号俸数の範囲内で昇給させることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、大学の運営上やむを得ない事由がある場合には、昇給の号俸数を調整し、又は昇給を行わないことがある。

第20条 (削除)

(昇給の時期)

第21条 第19条に規定する昇給の時期は、1月1日に行う。ただし、学長が特に必要と認めた場合には、この規定にかかわらず行うものとする。

(上位資格等を取得した場合における基本給月額の決定)

第22条 職員が現に受けている級及び号俸より上位の級又は号俸を初任給として受けるべき資格等を取得した場合には、上位の基本給月額をその者の基本給月額として決定することができる。

第3章 賞与

(賞与の支給)

第23条 賞与は、期末手当及び業績手当として、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、第4条第3項で定める日（以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、死亡し、又は就業規則第27条第1項の規定により解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

(期末手当)

第24条 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、学長が定める職員を除く。第25条及び附則第13項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 2 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、死亡し、又は解雇された職員

にあっては、退職し、死亡し、又は解雇された日現在。附則第10項第4号において同じ。)において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

3 一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき学長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して学長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額（学長が定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。

4 第1項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、学長が定める。

5 前各項の規定に関するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第24条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、第23条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第42条第1項第1号の規定により懲戒解雇となった職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第27条の規定により解雇された場合
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第24条の3 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為

に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、国立大学法人に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国立大学法人徳島大学職員懲戒規則（平成16年度規則第26号）第5条に規定する文書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てができる。
- 3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するものほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（業績手当）

第25条 業績手当の額は、業績手当基礎額に、学長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、学長が支給する業績手当の額の、その者の所属する職員の区分ごとの額は、当該職員の業績手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、死亡し、又は解雇された職員にあっては、退職し、死亡し、又は解雇された日現在。附則第10項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 2 前項の業績手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき基本給並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 3 第24条第3項の規定は、第1項の業績手当基礎額について準用する。この場合において、同条第3項中「前項」とあるのは、「第25条第2項」と読み替えるものとする。
- 4 前2条の規定は、第23条の規定による業績手当の支給について準用する。
- 5 前各項の規定に関するもののほか、業績手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 諸手当

(管理職手当)

第26条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職」という。）に対して、これを支給する。

- 2 前項の管理職の範囲については、別に定める。
- 3 管理職手当の月額は、その者の職責に応じて、次の各号に掲げる区分ごとに、別に定める額とする。
 - (1) I種
 - (2) II種
 - (3) III種
 - (4) IV種
 - (5) V種
 - (6) VI種
 - (7) VII種
 - (8) VIII種

- 4 管理職が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条に規定する業務災害又は通勤災害（以下この規定の第42条において「業務災害又は通勤災害」という。）に遭い、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。）には、その月の管理職手当は支給しない。

- 5 前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(初任給調整手当)

第27条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員（教育職基本給表の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）に対しては、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めこととなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第6に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第17条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第6の適用については、当該休職の期間（第42条の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規則による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当するものと認めた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されてきたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第28条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「一般職9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日（満22歳の誕生日の前日をいう。以下同じ。）以後の最初の3月31日までの間にある子

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職9级以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9级以上職員から一般職9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）。なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなつた日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が受領した日）とする。

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職9级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職9级以上職員から一般職9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9级以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職9级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、

死亡し、又は解雇された場合においてはそれが退職し、死亡し、又は解雇された日、一般職9級以上職員以外の職員から一般職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上職員が一般職9級以上職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職9級以上職員以外のものが一般職9級以上職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職8級職員等及び一般職9級以上職員以上以外のものが一般職8級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 前各項に規定するものほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(調整手当)

第29条 調整手当は、地域における物価等を考慮して職員に支給する。

2 調整手当の月額は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の2を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員については、次項のとおり調整手当を支給する。
- (1) 就業規則第15条第1項の規定に基づき在籍出向を命ぜられた職員（以下「出向職員」という。）のうち、出向期間満了等により大学に職務復帰することとなった職員（当該職務復帰の前日に在勤していた勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要と認められる場合に限る。）
- (2) 国立大学法人の職員であった者、大学共同利用機関法人の職員であった者、独立行政法人国立高等専門学校機構の職員であった者、国家公務員（特別職に属する者を含む。）であった者、検察官であった者、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員であった者、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員であった者、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第141号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員であった者又はその他これらに準ずると認められる者（以下「交流職員等」という。）から引き続き職員となり、当該在勤することとなった日の前日における勤務地及び在勤期間等を考慮して前号の規定による調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた者（採用等の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）
- 4 前項各号の職員には、出向期間満了等により大学に職務復帰することとなった日又は職員となった日（以下「異動等の日」という。）から2年を経過するまでの間は、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間に区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の調整手当を支給する。
- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の在勤していた地域に係る別に定める支給割合
ただし、前項第2号該当者にあっては当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間異動等前の組織で受けていた調整手当に相当する手当の支給割合
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）
前号の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 5 前各項に規定するものほか、調整手当に関し必要な事項は、別に定める。
(広域異動手当)
第29条の2 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の

直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。) がいずれも 60 キロメートル以上であるとき (当該住居と勤務箇所との間が 60 キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。) は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、基本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適當と認められない場合として別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 300 キロメートル以上 100 分の 10
 - (2) 60 キロメートル以上 300 キロメートル未満 100 分の 5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等 (以下この項において「当初広域異動等」という。) の日から 3 年を経過する日までの間の異動等 (以下この項において「再異動等」という。) により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 学長の要請により交流職員等から引き続き職員となり、これに伴い勤務箇所に変更があった場合には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、広域異動手当を支給することができる (採用等の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。)。
- 4 前 3 項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により調整手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前 3 項の規定による広域異動手当の支給割合から当該調整手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前 3 項の規定による広域異動手当の支給割合が当該調整手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第 30 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅 (賃間を含む。次号において同じ。) を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃 (使用料を含む。以下同じ。) を支払っている職員 (国立大学法人徳島大

学宿舎規則（平成16年度規則第29号。以下「宿舎規則」という。）第10条の規定による宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）

(2) 第32条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舎規則第10条の規定による宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
(通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあっては、別に定めるところにより算出した額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、55,000円を限度とする。
- (2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、職員の区分に応じて次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額とする。ただし、55,000円を限度とする。また、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2キロメートル未満のものである場合は、第1号又は第2号により算出した額のいずれか高い額とする。

3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらとのものとの権衡上必要があると認めたものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超えるときは、

20,000円)及び同項の規定による額の合計額とする。

4 交流職員等から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用等の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものの通勤手当の月額の算出は、前項の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第32条 交流職員等から引き続き職員として採用（採用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。）され、又は、勤務箇所を異にする異動し、若しくは勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(有資格職務手当)

第32条の2 有資格職務手当は、法令の定めにより選任しなければならない次の表の法令上の職名欄に掲げる職を命じられた職員に対して、当該職の区分に応じた手当月額を支給する。

法令上の職名	手当月額
放射線取扱主任者	3,000円
産業医（新蔵地区）	5,000円
産業医（常三島地区又は蔵本地区）	10,000円
衛生工学衛生管理者又は衛生管理者	3,000円
電気主任技術者	5,000円

- 2 有資格職務手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の有資格職務手当は支給しない。

(専門看護手当)

第32条の3 専門看護手当は、看護職基本給表の適用を受ける職員（病院に勤務する者に限る。）のうち、他の職員に比べ職務の複雑、困難又は責任の度等を考慮することが必要と認められるものに従事する職員に支給する。

- 2 専門看護手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 専門看護師又は認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、当該資格が業務に直接役立つと認められ、かつ、病院長が指定する職員 次に掲げる資格の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額
 - イ 専門看護師 10,000円
 - ロ 認定看護師 5,000円
 - (2) 病院の手術部に配置されている職員 10,000円
 - (3) 病院の安全管理部及び感染制御部に配置されている職員 10,000円
 - (4) 看護職員の教育指導業務を行い、かつ、病院長が指定する職員 5,000円

- 3 専門看護手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の専門看護手当は支給しない。

(臨床手当)

第32条の4 臨床手当は、教育職基本給表の適用を受ける職員のうち、医師として診療業務を行い、かつ、病院長が指定する職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 教授 月額 60,000 円
- (2) 准教授 月額 40,000 円
- (3) 講師 月額 30,000 円
- (4) 助教 月額 20,000 円

3 臨床手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の臨床手当は支給しない。

(看護職手当)

第32条の5 看護職手当は、看護職基本給表の適用を受ける職員（病院に勤務する者に限る。）に支給する。

2 前項の手当の額は、月額 3,500 円とする。

(特殊勤務手当)

第33条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて次に掲げる特殊勤務手当を支給する。

- (1) 高所作業手当
- (2) 死体処理手当
- (3) 放射線取扱手当
- (4) 夜間看護等手当
- (5) 夜間診療手当
- (6) 分娩取扱手当
- (7) 新生児担当医手当
- (8) セカンドオピニオン手当
- (9) 夜勤専従手当
- (10) 感染症患者対応手当

(高所作業手当)

第34条 前条第1号に定める高所作業手当は、施設マネジメント部に所属する職員が地上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で營繕工事の監督に従事した場合に、これを支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、200 円（当該作業が地上 30 メートル以上の場所で行われたときは、300 円）とし、作業に従事した時間が 4 時間に満たないときは、その額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。

(死体処理手当)

第35条 第33条第2号に定める死体処理手当は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その手当の額は作業に従事した日 1 日につき、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号及び第2号の作業の双方に従事した場合には、第2号の作業に係る手当を支

給しない。

- (1) 一般職基本給表、技能職基本給表又は医療職基本給表の適用を受ける職員が、死体の処理作業に従事したとき 3,200円
- (2) 一般職基本給表又は技能職基本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき 1,000円
(放射線取扱手当)

第36条 第33条第3号に定める放射線取扱手当は、診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合に、これを支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき230円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、放射線取扱手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(夜間看護等手当)

第37条 第33条第4号に定める夜間看護等手当は、次の各号の一に該当する場合に、これを支給する。

- (1) 看護職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日午前5時までの間（以下「深夜」という。）に行われる看護等の業務に従事したとき。
- (2) 医療職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に關し、特別な事情の下における救急医療等の業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 勤務の区分に応じて次の表に定める額

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務	7,300円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,550円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,100円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,150円

- (2) 前項第2号の業務 1,620円
- 3 助産師、看護師又は准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第31条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項第1号の業務に係る手当額については、前項第1号の規定にかかわらず、職員の区分に応じて次の表に定める額を加算した額とする。

職員の区分	手当額
通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の職員	1,140円

(夜間診療手当)

第37条の2 第33条第5号に定める夜間診療手当は、教育職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間による勤務が深夜に行われる診療の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、15,000円とする。

(分娩取扱手当)

第37条の3 第33条第6号に定める分娩取扱手当は、次の各号の一に該当する場合に、これを支給する。

(1) 教育職基本給表の適用を受ける職員又は看護職俸給表の適用を受ける助産師が、分娩業務に従事したとき。

(2) 教育職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、分娩補助業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、分娩1件につき、次の各号に定める額とする。

(1) 所定の勤務時間内における前項1号の業務 10,000円

(2) 所定の勤務時間以外の時間における前項1号の業務 30,000円

(3) 前項2号の業務 20,000円

3 前項第2号及び第3号の分娩取扱手当には、第38条、第39条及び第40条に規定する超過勤務手当、休日手当及び夜勤手当を含むものとする。

(新生児担当医手当)

第37条の4 第33条第7号に定める新生児担当医手当は、教育職基本給表の適用を受ける職員が、新生児集中治療室（以下「NICU」という。）において新生児の診療業務を担当した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、新生児1人につき10,000円とする。ただし、複数の職員が当該新生児の診療業務を担当した場合であっても、NICU入室時に主として担当した職員1人に支給する。

(セカンドオピニオン手当)

第37条の5 第33条第8号に定めるセカンドオピニオン手当は、教育職基本給表の適用を受ける職員が、病院セカンドオピニオン外来を受診し今後の治療等について意見又は判断の提供を依頼する者に対し、その相談業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、相談1件につき、10,000円とする。ただし、複数の職員が当該相談業務に従事した場合であっても、主として相談業務に従事した職員1人に支給する。

(夜勤専従手当)

第37条の6 第33条第9号に定める夜勤専従手当は、看護職基本給表の適用を受ける職員が、夜勤に専従することを命じられ、国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する細則（平成16年度細則第7号）第7条に規定する各割振り単位期間において夜勤に専従した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、3,000円とする。

(感染症患者対応手当)

第37条の7 第33条第10号に定める感染症患者対応手当は、職員が、防護服の着用又は同等の感染対策を要する感染症患者（疑いを含む。）の受入、診療、看護及び検査等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1日につき、5,000円とする。

(超過勤務手当)

第38条 労働時間規則第7条第1項に基づき、1日の実労働時間が所定労働時間を超えて時間外勤務を命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる区分に応じた割合（その勤務が深夜に行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日手当が支給されることとなる日を除く。） 100分の125

(2) 前号以外 100分の135

2 時間外勤務の時間が毎月1日を起算日とする1箇月について60時間を超えた職員には、前項の規定にかかわらず、その60時間を超えた時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職には超過勤務手当は支給しない。ただし、深夜勤務を命じられた管理職には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日手当)

第39条 労働時間規則第7条第1項に基づき、労基法第35条に定める休日に勤務を命じられた職員には、当該勤務を命じられた時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を乗じて得た額を休日手当として支給する。

2 労働時間規則第18条の規定を適用される職員については、所定の勤務時間が労働時間規則

第14条第3号から第5号に当たる日に割り振られた場合は、当該割り振られた所定の勤務時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、管理職には休日手当は支給しない。

(夜勤手当)

第40条 労働時間規則第18条の規定を適用される職員のうち、所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第41条 宿日直手当は、職員が労働時間規則第16条の規定により宿直勤務又は日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命じられ、病院において、本来の業務に従事せず、定時的巡視、緊急の文書又は電話の収受、非常事態の発生等に対処するための業務に従事した場合に支給する。

2 前項の業務に従事した場合の手当額は、宿日直勤務1回につき、次に定める額とする。

- (1) 教育職基本給表の適用を受ける職員 16,000円
- (2) 前号以外の基本給表の適用を受ける職員 5,700円

3 第1項の業務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

(オンコール手当)

第41条の2 オンコール手当は、教育職基本給表の適用を受ける職員又は医療職基本給表の適用を受ける臨床工学技士が、労働時間規則第16条の2の規定によりオンコール待機を命じられた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その待機1回につき、次の各号に定める額とする。

- (1) 教育職基本給表の適用を受ける職員 10,000円
- (2) 医療職基本給表の適用を受ける臨床工学技士 1,000円

第5章 給与の特例等

(休職者の給与)

第42条 職員が、業務災害又は通勤災害に起因して就業規則第17条第1項第1号による休職（この条において「傷病休職」という。）に付された場合には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。ただし、労災保険法の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、傷病休職に付された場合には、その休職の期間が満2年に達するまでの間、基本給月額、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当、看護職手当及び期末手当（以下「基本給等」という。）の100分の80に相当する給与を支給することができる。

- 3 前2項に該当する場合を除き、職員が傷病休職に付された場合には、その休職期間が満1年に達するまで間、基本給等の100分の80に相当する給与を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第17条第1項第3号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給月額、扶養手当、調整手当、広域異動手当、住居手当及び看護職手当の100分の60の範囲内で給与を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第17条第1項第4号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の100分の70に相当する給与を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第17条第1項第5号又は第8項の規定に基づく休職に付された場合には、業務に従事する機関等から支給される滞在費等の額に応じ、基本給等に対する支給率を考慮し支給するものとする。この場合において支給率の算定は、100分の70から支給される滞在費等の年収に占める割合を除算した割合をもって支給率とする。
- 7 職員が就業規則第17条第1項第7号の規定に基づく休職に付された場合には、その休職の期間中、基本給等の100分の70（当該職員が業務災害又は通勤災害に遭ったと認められるときは、100分の100）の範囲内で給与を支給することができる。
- 8 休職中の職員に対しては、他の別段の定めのない限り、前各項に規定する給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。
- 9 休職中の職員が就業規則第19条の規定に基づき職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

（育児休業者等の給与）

第43条 労働時間規則第29条の規定により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については、当該基準日に係る期末手当及び業績手当を支給することができる。
 - イ 第23条に規定する期末手当は、それぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第23条に規定する業績手当は、それぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員
- (3) 育児休業中の職員が国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則（平成16年度規則第22号）第11条に基づき職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
- (4) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前各号に規定するもののほか、育児休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業者等の給与)

第44条 労働時間規則第30条の規定により介護休業等をする職員の給与については、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業者等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(自己啓発等休業者の給与)

第44条の2 労働時間規則第31条の規定により自己啓発等休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 自己啓発等休業の職員が国立大学法人徳島大学職員の自己啓発等休業に関する規則(平成24年度規則第97号)第7条に基づき職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
- (3) 前各号に規定するもののほか、自己啓発等休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(配偶者同行休業)

第44条の3 労働時間規則第32条の規定により配偶者同行休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 配偶者同行休業の職員が国立大学法人徳島大学職員の配偶者同行休業に関する規則(平成25年度規則第109号)第8条に基づき職務に復帰した場合には、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。
- (3) 前各号に規定するもののほか、配偶者同行休業の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第45条 職員が勤務しないときは、特に承認があった場合を除き、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、部分休業の時間数の合計であるものとし、その合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病（業務災害又は通勤災害を除く。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給及び看護職手当の半額を減ずる。

第6章 規則の実施

(実施に関し必要な事項)

第46条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第47条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(基本給表)

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により大学の職員となる者（以下「承継職員」という。）のうち、この規則施行の日の前日において、給与法第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員に、この規則施行の日において適用される第13条第2項に規定する基本給表は、別に辞令を発せられない限り、その適用されていた俸給表の別に応じ、行政職俸給表（一）については一般職基本給表とし、行政職俸給表（二）については技能職基本給表とし、教育職俸給表（一）については教育職基本給表とし、医療職俸給表（二）については医療職基本給表とし、医療職俸給表（三）については、看護職基本給表とする。

(基本給月額)

3 前条の適用を受ける職員がこの規則施行の日において受けることとなる基本給表の級号俸は、別に辞令を発せられない限り、当該職員がこの規則施行の日の前日に受けていた俸給表の級号俸と同一とする。また、この規則施行の日以後に、昇格又は昇給されることとなる職員については、給与法及び人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定の準用により、この規則施行の日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎として基本給月額を決定する。

(昇給停止に関する経過措置)

4 承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年10月16日法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、第19条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところに準じて、昇給させることができる。

(調整手当の異動保障)

5 承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第29条の規定にかかわらず、人事院規則9—4 9—1 6の取り扱いに準じて調整手当を支給するものとする。

(扶養手当等)

6 承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の

2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の、この規則施行の日における第28条に規定する扶養手当、第30条に規定する住居手当、第31条に規定する通勤手当及び第32条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおり支給する。ただし、第31条に規定する通勤手当は、同条第2項第1号により算出した運賃相当額が低廉となる場合においては、改定を行うものとする。

(休職者の給与)

- 7 承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員の、この規則施行の日における第42条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおり支給する。

(育児休業等の給与)

- 8 承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)法第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の、この規則施行の日における第43条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおり取り扱うものとする。

(指定職俸給表適用者に係る経過措置)

- 9 承継職員のうち、この規則施行の日の前日において、給与法に定める指定職俸給表の適用を受けていた部局長は、この規則の施行の日において、教育職基本給表の適用を受けるものとする。この場合において、この規則施行の日に、現に当該部局長である者については、当該部局長として在任する期間に限り、この規則施行の日の前日に受けていた俸給月額と著しい不均衡が生じないよう給与を措置するものとする。

(55歳を超える職員の給与の減額)

- 10 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 基本給月額 当該特定職員の基本給月額(当該特定職員が第45条第3項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の基本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第

12項及び第13項において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額を減じた額(以下この項及び附則第12項において「基本給月額減額基礎額」という。))

(2) 調整手当 当該特定職員の基本給月額に対する調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する調整手当の月額)

(3) 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)

(4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(第24条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額(同項に規定する学長が定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第1項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(5) 業績手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額(第25条第3項において準用する第24条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額(同項に規定する学長が定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、基本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第13項において「業績手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第2

5条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第3項において準用する第24条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で学長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第13項において「業績手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第25条第1項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(6) 休職者の給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第42条第1項 前各号に定める額

ロ 第42条第2項又は3項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第42条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第42条第5項又は第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第42条第7項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

基本給表	職務の級
一般職基本給表	6級
教育職基本給表	5級
医療職基本給表	6級
看護職基本給表	6級

11 前項に規定するものほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

12 附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第38条から第40条まで、第43条第4号、第44条第1項及び第45条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を1箇月の平均所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額並びにこれに対する調整手当及び広域異動手当の月額の合計額を1箇月の平

均所定労働時間で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

13 附則第10項の規定が適用される間、第25条第1項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの業績手当減額対象額に100分の1.35(特定管理職員にあっては、100分の1.65)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、業績手当減額基礎額に100分の90(特定管理職員にあっては、100分の110)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則(平成16年12月9日規則第119号改正)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、この規則の施行の日に現に病院長である者に支給する給与については、引き続き在任する期間に限り、この規則の施行の日の前日に受けていた給与と著しい不均衡が生じないよう措置して支給するものとする。

附 則(平成17年3月24日規則第147号改正)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日規則第47号改正)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第107号改正)

改正 平成21年11月30日規則第18号
平成22年11月30日規則第45号
平成24年5月31日規則第18号
平成26年2月19日規則第66号

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(基本給表の改正に伴う経過措置)

2 施行日の以前から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受けける基本給月額が同日において受けている基本給月額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人徳島大学職員給与規則(平成16年度規則第8号)附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。

3 施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員のうち、人事交流等の事情による職員については、前項の規定に準じて、基本給を支給する。

4 第2項又は前項の適用をうける職員の第14条第2項、第26条第3項、第42条第2項及び第42条第4項については、「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人徳島大学職員給与規則の一部を改正する規則(平成17年度規則第107号)附則第2項又は第3項

に規定する基本給の額との合計額」と読み替えるものとする。

(昇給制度の改正に伴う経過措置)

- 5 第19条の実施にあたっては、平成22年1月までの間は、別表第7にかかわらず次の表を適用する。

(1) 平成19年1月の昇給

昇給区分	特に良好	良好	良好でない
特定職員	5以上	1	0
一般職員	5以上	2	1以下
55歳以上	2以上	0	0

備考

- 1 特定職員とは、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級の職員、医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員及び看護職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員をいう。(以下同じ。)
- 2 一般職員とは、特定職員以外の職員をいう。(以下同じ。)
- 3 技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、「55歳以上」を「57歳以上」と読み替える。(以下同じ。)

(2) 平成20年1月～平成22年1月の昇給

昇給区分	特に良好	良好	良好でない
特定職員	7以上	2	1以下
一般職員	7以上	3	1以下
55歳以上	3以上	1	0

附 則(平成18年6月30日規則第11号改正)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日規則第87号改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 2 平成20年3月31日までの間においては、改正後の国立大学法人徳島大学職員給与規則(以下「新給与規則」という。)第29条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 3 新給与規則第29条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間

に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(基本給表間の異動に伴う経過措置)

5 施行日の前日に教務員であった者のうち、施行日に技術員又は技術専門職員となった者について、その者が受けたこととなった基本給月額が、施行日前に受けた基本給月額に達しないこととなる職員には、当分の間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

附 則（平成19年12月5日規則第31号改正）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年12月5日から施行し、施行日在職する職員に対し、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年度における業績手当の調整)

2 平成19年6月期においては、改正後の国立大学法人徳島大学職員給与規則（以下「新給与規則」という。）第25条第1項中「100分の75」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の92.5」とし、平成19年12月期においては、新給与規則第25条第1項中「100分の75」とあるのは「100分の77.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」とする。

附 則（平成20年3月31日規則第104号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日規則第7号改正）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月期における賞与の調整)

2 平成21年6月に支給する期末手当及び業績手当に関する第24条第1項及び第25条第1項の規定の適用については、第24条第1項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第25条第1項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則（平成21年6月26日規則第10号改正）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日規則第16号改正）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第18号改正）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第50号改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月27日規則第37号改正）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規則第45号改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の国立大学法人徳島大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）附則第10項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成22年12月期における賞与の調整）

- 3 平成22年12月に支給する期末手当及び業績手当に関する改正後の給与規則第24条第1項、第25条第1項及び附則第13項の規定の適用については、第24条第1項中「100分の137.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の120」と、第25条第1項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、附則第13項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

- 4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において給与規則第19条第1項の規定により昇給した職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 5 国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則（平成16年度規則第22号）第15条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則（平成16年度規則第22号）第27条第1項の規定により読み替えられた国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16

年度規則第20号) 第3条第1項ただし書の規定により定められたその者の1週間の労働時間を38.75時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則(平成23年3月25日規則第78号改正)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第63号改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月31日規則第18号改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行し、次項及び附則第5項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成24年4月1日において36歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員(以下「除外職員」という。)である者を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の国立大学法人徳島大学職員給与規則(以下「職員給与規則」という。)第19条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

- 3 平成25年4月1日において別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

- 4 平成26年4月1日において別に定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

- 5 国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則(平成16年度規則第22号。以下「育児休業等規則」という。)第22条第1項に規定する育児短時間勤務中の職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者

の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業等規則第27条第1項の規定により読み替えられた国立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年度規則第20号）第3条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成24年12月27日規則第45号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第107号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日規則第13号改正）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日規則第42号改正）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月17日規則第49号改正）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日規則第66号改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日規則第110号改正）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月10日規則第26号改正）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年12月10日から施行し、施行日に在職する職員に対し、平成26年4月1日から適用する。

（平成27年1月の昇給の特例）

2 第19条の実施にあたっては、平成27年1月の昇給は、別表第7にかかわらず次の表を適用する。

平成27年1月の昇給

昇給区分	A	B	C	D	E
特定職員	7以上	5	2	1	0
一般職員	7以上	5	3	1	0
55歳を超える者	1以上	0	0	0	0

（平成26年12月期における業績手当の調整）

3 平成26年12月期に支給する業績手当に関する改正後の第25条第1項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」

とあるのは「100分の102.5」とし、改正後の附則第13項の規定の適用については、同項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の75」とあるのは、「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは、「100分の102.5」する。

(差額の精算)

- 4 この規則の施行に伴い生じる差額については、平成27年1月の給与支払日に精算するものとする。

附 則（平成27年3月24日規則第63号改正）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(基本給表の改正に伴う経過措置)

- 2 施行日の以前から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受けける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人徳島大学職員給与規則（平成16年度規則第8号）附則第10項の規定により給与が減ぜられて支給される職員については、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。
- 3 施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員のうち、人事交流等の事情による職員については、前項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 4 第2項又は前項の適用をうける職員の第24条第3項、第42条第2項及び同条第4項については、「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人徳島大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年度規則第26号）附則第2項又は第3項に規定する基本給の額との合計額」と読み替えるものとする。

(広域異動手当の改正に伴う経過措置)

- 5 施行日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る第29条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の8」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の4」とあるのは「100分の3」とする。

附 則（平成28年2月10日規則第37号改正）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年2月10日から施行し、施行日に在職する職員に対し、平成27年4月1日から適用する。

(平成27年12月期における業績手当の調整)

- 2 平成27年12月期に支給する業績手当に関する改正後の第25条第1項の規定の適用については、同項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」

とあるのは「100分の105」とし、改正後の附則第13項の規定の適用については、同項中「100分の1.2」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の80」とあるのは、「100分の85」と、「100分の100」とあるのは、「100分の105」とする。

附 則（平成28年3月14日規則第48号改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（広域異動手当の改正に伴う経過措置）

- 2 施行日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る第29条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

附 則（平成28年3月25日規則第99号改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第28号改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年12月28日から施行し、施行日に在職する職員に対し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第28条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

（平成28年12月期における業績手当の調整）

- 2 平成28年12月期に支給する業績手当に関する改正後の第25条第1項の規定の適用については、同項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とし、改正後の附則第13項の規定の適用については、同項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の85」とあるのは、「100分の90」と、「100分の105」とあるのは、「100分の110」とする。

（差額の精算）

- 3 この規則の施行に伴い生じる差額については、平成29年1月の給与支払日に精算するものとする。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第28条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの、教育職基本給表

の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「一般職8級等職員」という。）にあっては、3,500円），前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円，同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては，そのうち1人については10,000円），同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては，そのうち1人については9,000円）」と，第5項中「扶養親族（一般職9級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）がある場合，一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等」とあるのは「扶養親族」と，「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において，その職員に配偶者がないときは，その旨を含む。）」と，同項第1号中「場合（一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と，同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が，満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者，父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）。なお，事実が生じた日については，職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなつた日（郵便等の通知の場合は，同居の家族が受領した日）とする。」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が，満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により，扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）。なお，事実が生じた日については，職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなつた日（郵便等の通知の場合は，同居の家族が受領した日）とする。(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と，第6項中「扶養親族（一般職9級以上職員にあっては，扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と，「なつた日，一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者，父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なつた日」と，「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と，「死亡し，又は解雇された日，一般

職 9 級以上職員以外の職員から一般職 9 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員となった日」とあるのは「死亡し、又は解雇された日」と、第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 5 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 28 条第 1 項ただし書及び第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定の適用については、第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの及び医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「一般職 8 級職員等」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、第 5 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般職 9 級以上職員から一般職 9 級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 6 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、一般職 9 級以上職員から一般職 9 級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等が

ある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡し、又は解雇された日、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員となった日」とあるのは「死亡し、又は解雇された日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第28条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号までの規定は適用せず、第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「一般職8級職員等」とあるのは「一般職8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職9級以上職員にあっては扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡し、又は解雇された日、一般職9級以上職員から一般職9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員となった日」とあるのは「死亡し、又は解雇された日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職8級職員等が一般職8級職員

等及び一般職 9 級以上職員」とあるのは「一般職 8 級以上職員等が一般職 8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員」とあるのは「一般職 8 級以上職員等」と、「が一般職 8 級職員等」とあるのは「が一般職 8 級以上職員等」とする。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日規則第 67 号改正）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 25 日規則第 13 号改正）

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 27 日規則第 40 号改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 12 月 27 日から施行し、施行日在職する職員に対し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第 4 項及び第 5 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 29 年 12 月期における業績手当の調整）

- 2 平成 29 年 12 月期に支給する業績手当に関する改正後の第 25 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 90」とあるのは「100 分の 95」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 115」とし、改正後の附則第 13 項の規定の適用については、同項中「100 分の 1.35」とあるのは「100 分の 1.425」と、「100 分の 1.65」とあるのは「100 分の 1.725」と、「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 95」と、「100 分の 110」とあるのは、「100 分の 115」とする。

（差額の精算）

- 3 この規則の施行に伴い生じる差額については、平成 30 年 1 月の給与支払日に精算するものとする。

（平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整）

- 4 平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成 27 年 1 月 1 日において国立大学法人徳島大学職員給与規則第 19 条第 1 項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けことなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

- 5 国立大学法人徳島大学職員の育児休業等に関する規則（平成 16 年度規則第 22 号。以下「育児休業等規則」という。）第 22 条第 1 項に規定する育児短時間勤務中の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業等規則第 27 条第 1 項の規定により読み替えられた国

立大学法人徳島大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年度規則第20号）第3条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成30年4月25日規則第1号改正）

この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月12日規則第9号改正）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年12月26日規則第26号改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年12月26日から施行し、施行日在職する職員に対し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第33条第8号及び第37条の5の改正規定は、平成31年1月1日から、第24条第1項、第33条第9号及び第37条の6の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（平成30年12月期における業績手当の調整）

- 2 平成30年12月期に支給する業績手当に関する改正後の第25条第1項の規定の適用については、同項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」とする。

（差額の精算）

- 3 この規則の施行に伴い生じる差額については、平成31年1月の給与支払日に精算するものとする。

附 則（平成31年2月27日規則第41号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第89号改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月11日規則第18号改正）

- この規則は、令和元年9月14日から施行する。ただし、第32条の3第2項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日規則第31号改正）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月25日から施行し、施行日在職する職員に対し、平成31年4月1日から適用する。ただし、第30条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（令和元年12月期における業績手当の調整）

- 2 令和元年12月期に支給する業績手当に関する改正後の第25条第1項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」

とあるのは「100分の117.5」とする。

(差額の精算)

- 3 この規則の施行に伴い生じる差額については、令和2年1月の給与支払日に精算するものとする。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第30条の改正規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の第30条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用量を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第30条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第30条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第30条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和2年3月25日規則第80号改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月10日規則第7号改正）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月8日規則第69号改正）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月2日規則第28号改正）

この規則は、令和4年3月1日から施行し、施行日に在職する職員に対し、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和4年3月17日規則第47号改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第6（第27条関係）

期間の区分	手当の額
1年未満	円 50,800
1年以上2年未満	50,800
2年以上3年未満	50,800

3年以上4年未満	50, 800
4年以上5年未満	50, 800
5年以上6年未満	50, 800
6年以上7年未満	49, 000
7年以上8年未満	47, 200
8年以上9年未満	45, 400
9年以上10年未満	43, 600
10年以上11年未満	41, 800
11年以上12年未満	40, 000
12年以上13年未満	38, 200
13年以上14年未満	36, 400
14年以上15年未満	35, 000
15年以上16年未満	33, 600
16年以上17年未満	32, 200
17年以上18年未満	30, 800
18年以上19年未満	29, 400
19年以上20年未満	28, 000
20年以上21年未満	26, 600
21年以上22年未満	26, 000
22年以上23年未満	25, 400
23年以上24年未満	24, 400
24年以上25年未満	23, 800
25年以上26年未満	23, 200
26年以上27年未満	22, 600
27年以上28年未満	22, 000
28年以上29年未満	21, 200
29年以上30年未満	20, 900
30年以上31年未満	20, 500
31年以上32年未満	19, 900
32年以上33年未満	19, 000
33年以上34年未満	18, 100
34年以上35年未満	17, 400

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用日以降の期間を示す。

別表第7（第19条関係）

昇給区分	A	B	C	D	E
特定職員	8以上	6	3	2	0
一般職員	8以上	6	4	2	0
55歳を超える者	2以上	1	0	0	0

備考

- 1 昇給区分の適用は次のとおりとする。
 - A 勤務成績が極めて良好である職員
 - B 勤務成績が特に良好である職員
 - C 勤務成績が良好である職員
 - D 勤務成績がやや良好でない職員
 - E 勤務成績が良好でない職員
- 2 特定職員とは、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級の職員、医療職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上の職員及び看護職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上の職員をいう。
- 3 一般職員とは、特定職員以外の職員をいう。
- 4 用務員にあっては、「55歳を超える者」を「57歳を超える者」と読み替える。

別表第1(第13条関係)

一般職基本給表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	基本給月額									
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		

44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					

92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						

備考:この基本給表は、他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第13条関係)

技能職基本給表

級 号俸	1 基本給月額	2 基本給月額	3 基本給月額	4 基本給月額	5 基本給月額
1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600

45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	

93	224,300	260,700	295,200	318,700
94	224,700	261,100	295,700	319,000
95	225,100	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	
133		271,100	307,900	
134		271,300		
135		271,600		
136		271,900		
137		272,100		

備考:この基本給表は、機器の運転操作、自動車の運転、構内清掃等の労務、その他技能的業務に従事する職員に適用する。

別表第3(第13条関係)

教育職基本給表

級 号俸	1 基本給月額	2 基本給月額	3 基本給月額	4 基本給月額	5 基本給月額
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500
9	191,600	233,900	298,200	347,400	424,200
10	194,400	236,300	300,700	350,300	426,700
11	197,100	238,700	303,100	353,400	429,000
12	199,800	241,100	305,700	356,700	431,300
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600
21	217,100	264,600	324,100	376,500	450,700
22	219,000	267,600	326,500	378,400	453,000
23	220,900	270,500	329,100	380,400	455,400
24	222,800	273,400	331,900	382,100	457,700
25	224,600	276,200	333,900	383,500	459,700
26	226,700	278,800	335,900	385,300	461,900
27	228,800	281,300	338,000	387,100	464,000
28	230,900	284,000	340,400	389,000	466,200
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500
39	251,700	308,700	362,500	406,900	489,400
40	253,400	310,400	364,400	408,400	491,300
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200
43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800

45	260,800	315,500	373,600	415,300	500,700
46	262,300	316,500	375,400	416,900	502,500
47	263,900	317,300	376,900	418,300	504,300
48	265,200	318,300	378,700	419,900	506,200
49	266,700	319,200	380,200	421,300	507,900
50	267,400	320,100	381,800	422,600	509,600
51	268,100	320,900	383,400	423,900	511,400
52	269,000	321,700	385,100	425,200	513,300
53	269,800	322,900	386,200	425,900	514,900
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500
55	271,300	324,500	389,100	427,800	518,200
56	272,100	325,300	390,700	428,700	519,800
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200
61	276,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	278,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	279,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	280,300	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,000	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,000	335,900	405,000	439,100	531,800
68	282,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	

93	304,000	356,600	419,500	455,900
94	304,700	357,000	419,900	456,200
95	305,400	357,500	420,200	456,500
96	306,100	358,000	420,500	456,800
97	306,300	358,600	420,800	457,100
98	306,800	359,100	421,200	457,600
99	307,300	359,500	421,500	457,900
100	307,800	360,000	421,800	458,200
101	308,100	360,400	422,100	458,500
102	308,500	360,900	422,500	
103	308,800	361,200	422,800	
104	309,400	361,700	423,100	
105	309,800	362,200	423,400	
106	310,200	362,600	423,800	
107	310,500	363,100	424,100	
108	310,900	363,600	424,400	
109	311,100	364,000	424,700	
110	311,500	364,500	425,000	
111	311,900	365,000	425,300	
112	312,300	365,400	425,600	
113	312,600	365,800	425,900	
114	313,000	366,200	426,200	
115	313,300	366,700	426,500	
116	313,600	367,100	426,800	
117	313,900	367,500	427,000	
118	314,300	367,900		
119	314,700	368,400		
120	315,100	368,800		
121	315,300	369,100		
122	315,500	369,500		
123	315,800	370,000		
124	316,100	370,300		
125	316,400	370,700		
126	316,600	371,200		
127	316,900	371,700		
128	317,300	372,100		
129	317,600	372,500		
130	317,900	373,000		
131	318,300	373,500		
132	318,500	374,000		
133	318,700	374,500		
134	319,000	375,000		
135	319,300	375,500		
136	319,500	376,000		
137	319,800	376,500		
138	320,000	377,000		
139	320,300	377,500		
140	320,600	378,000		

141	320,900	378,500			
142	321,300				
143	321,700				
144	322,100				
145	322,300				
146	322,700				
147	323,000				
148	323,400				
149	323,600				
150	324,000				
151	324,300				
152	324,700				
153	324,900				
154	325,300				
155	325,700				
156	326,100				
157	326,300				

備考:この基本給表は、教授、准教授、講師、助教、助手及び教務員に適用する。

別表第4(第13条関係)

医療職基本給表

級 号俸	1 基本給月額	2 基本給月額	3 基本給月額	4 基本給月額	5 基本給月額	6 基本給月額	7 基本給月額	8 基本給月額
1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	

45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100		
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500		
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900		
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200		
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500		
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900		
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200		
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500		
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800		
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800			
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100			
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400			
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700			
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000			
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300			
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700			
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900			
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200			
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500			
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800			
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000			
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900				
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600				
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200				
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600				
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100				
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600				
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100				
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700				
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200				
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800				
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400				
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900				
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400				
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900				
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400				
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700				
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200				
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600				
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000				
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400				
86		289,500	325,400	346,300					
87		289,700	325,600	346,600					
88		289,900	326,000	346,900					
89		290,300	326,400	347,300					
90		290,500	326,800	347,600					
91		290,700	327,200	348,000					
92		290,900	327,600	348,300					

93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				

備考:この基本給表は、病院及びキャンパスライフ健康支援センター等に勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、臨床工学技士、視能訓練士及びその他医療技術職員に適用する。

別表第5(第13条関係)

看護職基本給表

級 号俸	1 基本給月額	2 基本給月額	3 基本給月額	4 基本給月額	5 基本給月額	6 基本給月額	7 基本給月額
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700

45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		

93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					

141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					

備考:この基本給表は、病院及びキャンパスライフ健康支援センター等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。